

2006年10月20日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

団体名 財団法人みやぎ・環境とくらし・  
ネットワーク(MELON)水部会  
代表者 高橋春男  
住 所 宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-45  
フォレスト仙台 5F  
電 話 022-276-5118

「(仮称)宮城県水循環保全基本計画(案)」についての意見書

1 計画(案)の文章(表現)について(全体)

- (1) 県内を5つの流域に区分けし、流域ごとに山間部、農村部、都市部と分けて「清らかな流れ」「豊かな流れ」「安全な流れ」「豊かな生態系」の各項目ごとに評価し、問題点を明らかにして施策を立てるという点は分かりやすくよい。
- (2) 全体的に本計画(案)の文章(表現)が「ふるさと宮城の水循環保全条例」の文章(表現)そのままである箇所が目立つ。例えば、計画(案)第1章第1節第2段落の「本計画は」以下の2行は、条例の前文第4段落の文章とほとんど同じ表現が使われている。言うまでもなく、本計画(案)は条例そのものではなく条例の理念を実現するためのものであるから、文章(表現)をより具体的なものとする工夫をすべきである。

2 計画(案)の見直しについて

本計画(案)の期間は10年間とし、「環境の状況や社会経済の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直し」を行うとしている。現在の社会経済の変化の速度からして、一定の期間内(例えば2年ごと)に本計画の見直しをすることを明確にすべきである。

3 県民アンケートについて

水循環に関する県民アンケートを実施したことは評価できるが、水を取り巻く諸問題について、「非常に問題だと思う」、「やや問題だと思う」を合わせて「水質汚濁の進行」をあげた人が72.8%に上るのに、その対策として単に「水を汚さない取組を積極的に推進して行くことが必要です」とするだけでは不十分であり、より具体的な対策に言及すべきである。

4 項目ごとについて

- (1) 「清らかな流れ」(水の汚染度)に対する評価基準について

「清らかな流れ」という項目では水質環境基準を満足している状態という定義をして、水質基準のなかで取り上げられているのが「BOD」「COD」値であり、湖沼・海域ではこれに全窒素、全磷が上げられているが、他の化学物質または塩類について言及すべきではないか。理由は以下のとおりです。

- ・ 現在、地下深いところから鉱水を汲み上げて利用する浴場が増加している。この鉱水、鉱泉には地上には存在しない金属や塩類が濃厚に含まれているので、無秩序に開発するのは問題があり、水質基準の視野に入れるべきである。
- ・ 伊豆沼の汚れについては全国の湖沼の中でワースト2と数えられているが、これは「COD」値などで把握されたもので、底質土におけるカドミウムやダイオキシンなどの汚れになどについても指摘がある。

#### 地下水の水質基準について

過去において地下水を飲料水として利用したが、現時点では都市部・農村部とも飲料に適する地下水はほぼ皆無になってしまった。トリクロロエチレンの汚染なども目立ち、定時・定点の監視項目に入れるべきでないか。

#### (2)「安全な流れ」について

水循環保全との関係では逆に遊水地の考え方も取り入れた、河川整備なども必要ではないか。

#### (3)「豊かな流れ」

流出係数が土地の利用形態によって変化するとの指摘はあるが、ではその利用形態をどのような方向で検討するのかという点の叙述がない。森林や農地の保水力に関する言及はあるが、森林の保全と宅地開発は相反するものと思うが、開発行為に対してどうするのかという考え方を出すべきである。

#### (4)「豊かな生態系」について

多自然型護岸工法なども視点に入っていると考えるが、都市では街路の拡幅による川の地下化が生態系を破壊していると思われる。これは市民のアメニティにも関連することであるが、安易な地下化はすべきでないとする。

#### 5 「場の視点」について

場の視点だけでは健全な水循環が計れないことはその通であるが、場の視点についてもっと明確にすべきではないか。特に事業者との関係では場の視点が重要になる。

#### 6 水道水源特定保全地域の指定について

計画案 46 頁で、条例 13 条の「水道水源特定保全地域」の指定についての考え

方として、「山間部における水循環の基本施策の中でも重要な『森林の水涵養機能の保全』を図ることを目的とし、水道水源特定保全地域を指定して保全します」とあるが、水道水源特定保全地域の指定は、森林の水涵養機能の保全のみを目的として行われるものではなく、当該地域における水質の保全をも目的としている。このことは、条例14条が、水道水源特定保全地域内での開発行為を届出制とし水質の保全にも意を用いていること及び上記3記載の水循環に関する県民アンケートの結果等から明らかである。

以上のことからして、本計画が、水道水源特定保全地域指定の考え方として当該地域の水質の維持保全に言及していないのは問題である。